建設リサイクル

持続的な都市の発展のために

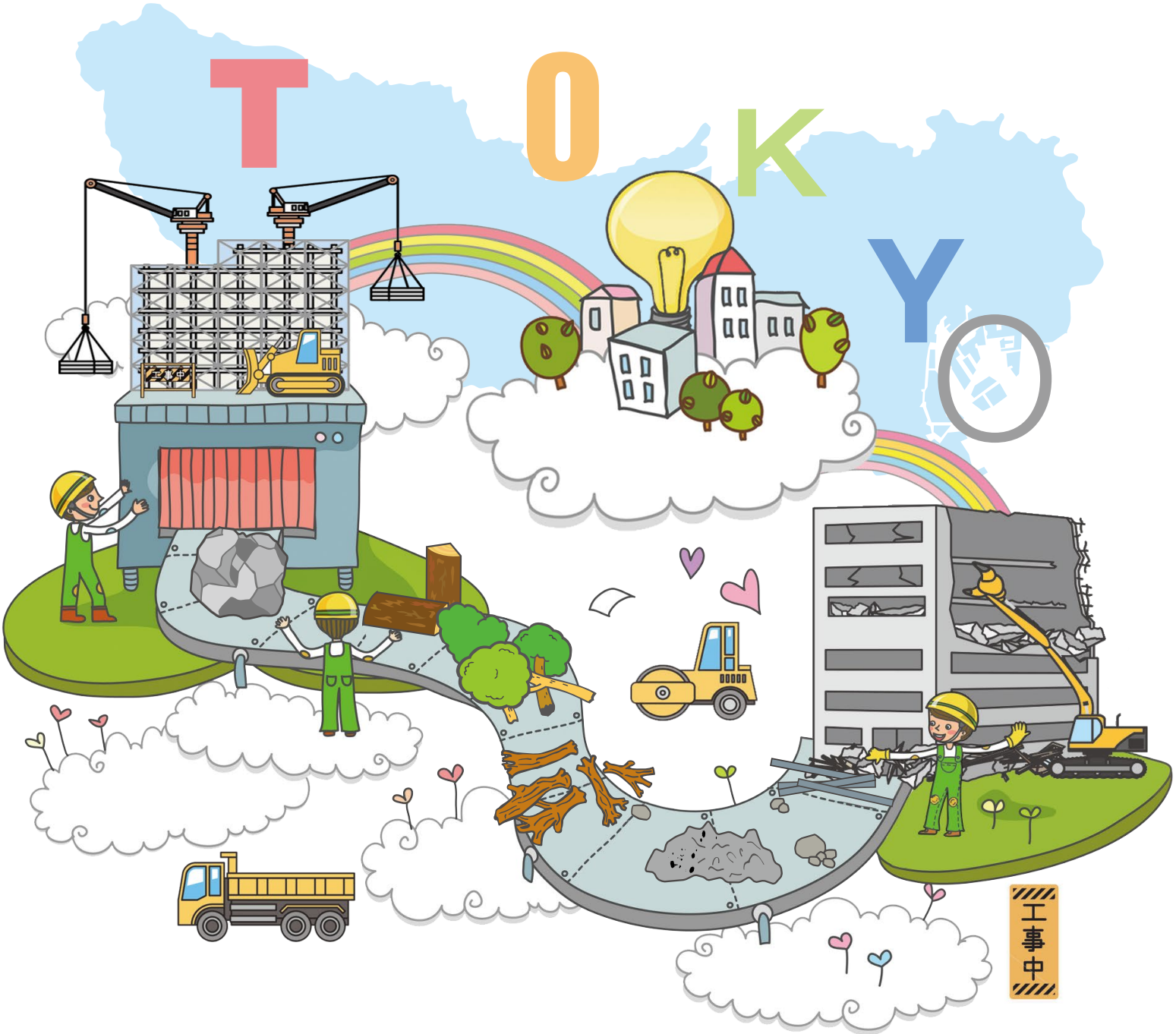

東京都

私たちの毎日の快適な生活は様々なものに支えられている

それらの中でも、家、商業施設、道路、橋、鉄道…

なくてはならない大切な建築物や社会インフラ

思い出のつまったマイホーム、毎日歩いた通学路、汗を流した体育館、

雨や風、時には大きな災害から守ってくれたけど

更新工事がはじまれば、果たした役目の大きさと同じくたくさんのもの※が出る

特に東京は建築物が建ち並び、社会インフラが整備され、多くの資材が蓄積されている

絶え間なく多くの建設工事が行われる東京で

蓄積された資材を活用する仕組みこそ、

東京の建設リサイクル

※ 建設工事から副次的に得られた物（もの）であることから、『建設副産物』と呼ばれます。
『建設副産物』を資材として再び利用できるよう適切な取組が必要です。

建設リサイクルの概要

建築物の解体や社会インフラの更新などの建設工事では、分別解体を適切に行い、発生する建設副産物のリサイクルを進め、持続可能な循環社会を形成していきます。

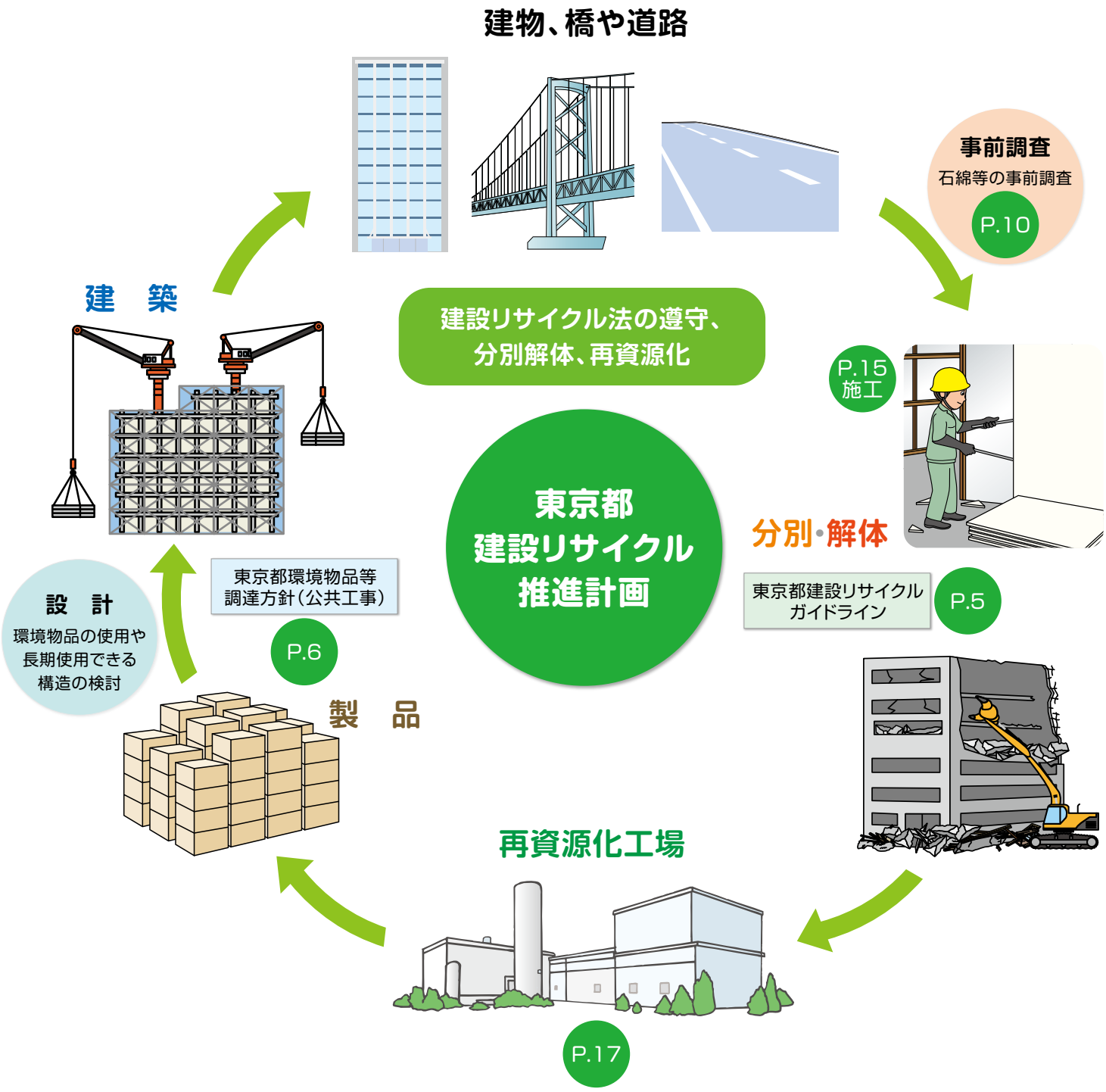

東京都の取組

東京都は、建設リサイクルの計画、それに基づく業務を実行することで建設リサイクルの仕組みを構築する取組をおこなっています。

PLAN
建設リサイクルを推進するための計画の作成

DO
計画を具体的に進めるための手引の作成、実行
環境に優しい資材の利用

CHECK
新たな課題や計画の評価

ACTION
検証を踏まえて新たな計画を策定

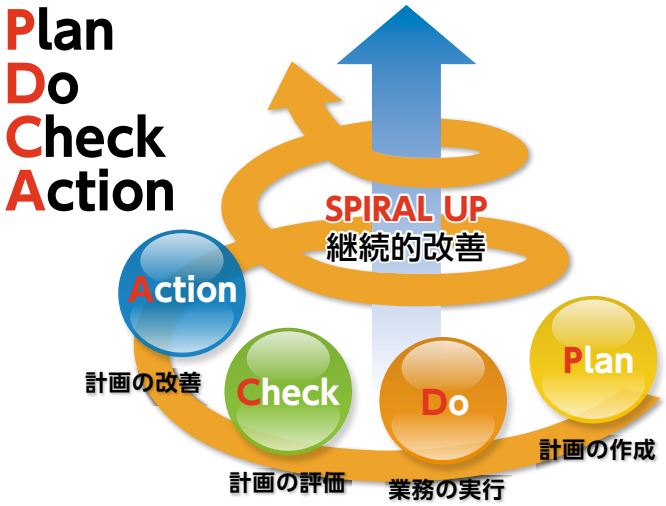

都の建設リサイクル計画･環境物品等調達方針の体系図

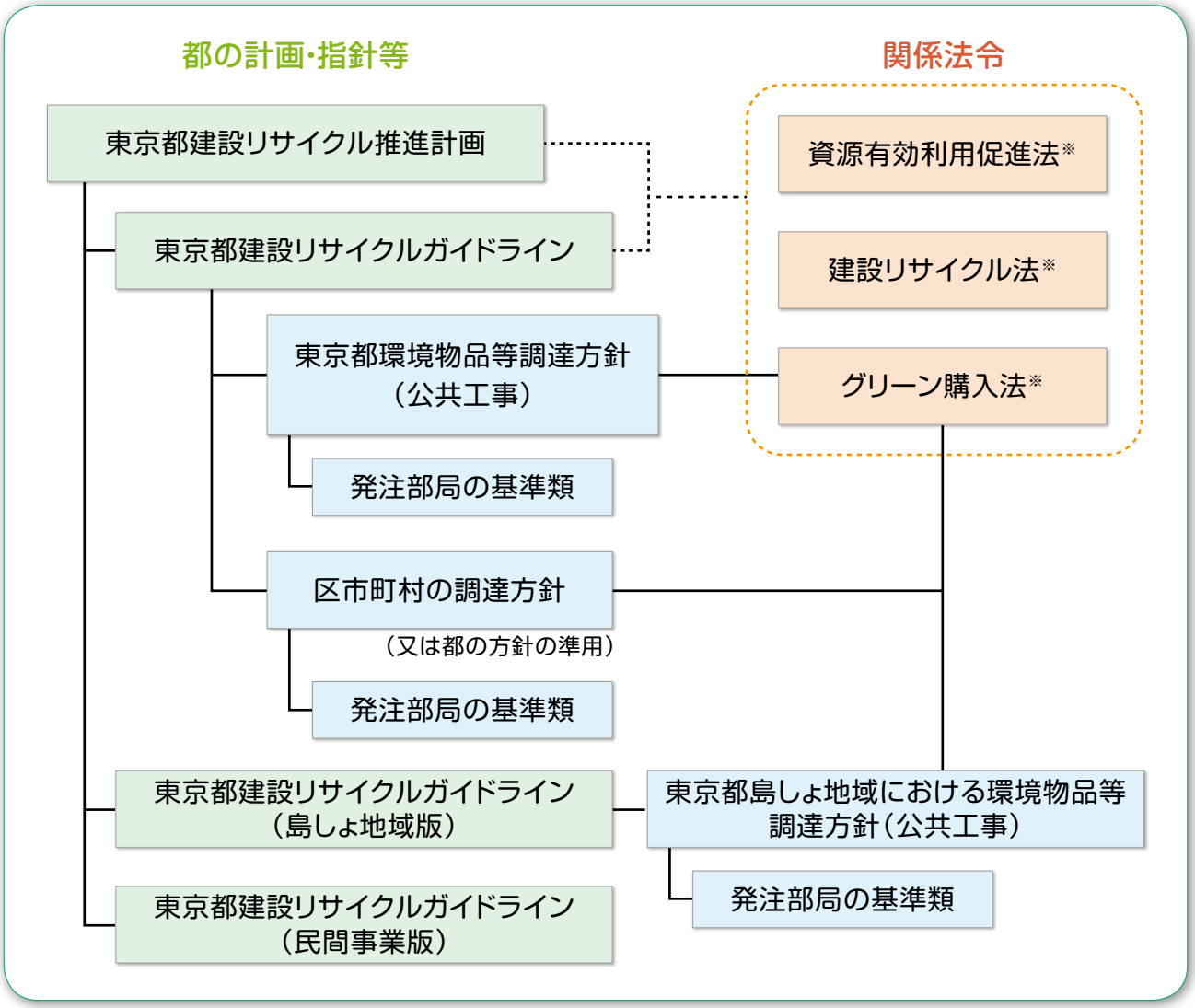

※資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）
※建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
※グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

PLAN･建設リサイクルを推進するための計画の作成（建設リサイクル推進計画）

都内の建設リサイクルに係る全ての関係者が一丸となって建設リサイクルを進め、環境に与える負荷を減らし、東京の持続的な発展を目指すための計画です。

建設リサイクル推進計画では、重点的に取り組む9つの戦略をたて、発生抑制、再使用、再生利用に加え、再生建設資材の活用を一層推進していきます。

詳しくは、ホームページに載せている計画本文をご参照ください。
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html#shishin

クローズアップ

コンクリート塊等を活用する

東京の都市部においては、「コンクリートジャングル」と形容されるほど、建築物等が密集しており、多くのコンクリートが蓄積されています。特に高度成長期の建築物が更新の時期をむかえることから、今後はコンクリート塊発生量の増加が見込まれます。

このため、より一層の再生建設資材（再生砕石、再生骨材コンクリート）の利用拡大が必要です。

コンクリート等の循環利用

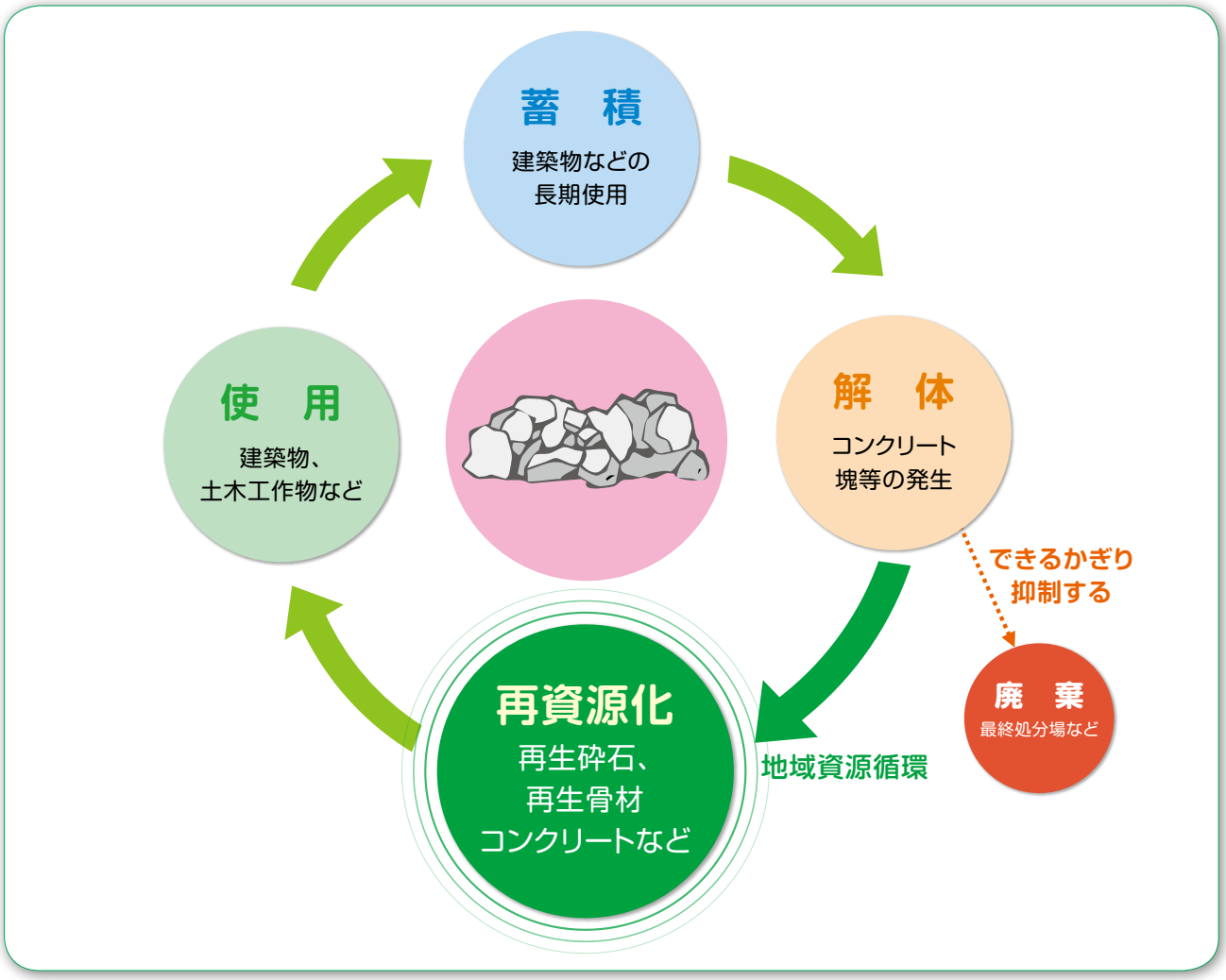

DO・計画を具体的に進めるための手引の作成、実行（東京都建設リサイクルガイドライン）

東京都建設リサイクルガイドラインは、東京都建設リサイクル推進計画の取組を具体的に進めていくための実務書です。

東京都建設リサイクルガイドラインは、

- 建設リサイクル計画（設計・工事の各段階）の作成や建設リサイクル法に基づく取組などの内容を詳細に記載しています。
- 様式集や関係機関の連絡先なども掲載しています。
- 公共工事版だけでなく、民間事業版も作成しています。

東京都建設リサイクルガイドラインはホームページに載せていますので、是非ご参照ください。
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html#shishin

クローズアップ

東京都建設リサイクルガイドラインの基本的な考え

東京都建設リサイクルガイドラインは、建設資源循環及び環境配慮について、次の考えを基本としています。

建設資源循環	長期使用 発生抑制 事前調査等 分別解体等及び再資源化等 実態調査及び補足改善 再生建設資材等の活用
環境配慮	適正処理及び環境配慮 自然環境の保全及び再生 再生資源等の活用 環境に配慮した運搬 環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制 汚染土壌及び有害物質等の適正処理 外来生物の拡散防止等 景観への配慮 地球環境への配慮

COLUMN コラム **東京都建設発生土再利用センター**

東京都建設発生土再利用センターは、公共工事で発生する建設発生土を、再び公共工事で利用するための施設です。
以下の2つの機能を持っています。

①土質改良機能
直接再利用できない状態の建設発生土を、山から採取した土と同等の土質に改良する機能を有しています。
②ストックヤード機能
改良した建設発生土や直接再利用可能な建設発生土を仮置きし、工事で土が必要となるタイミングで搬出できるストックヤード（保管）機能を有しています。

DO･環境に優しい資材の利用（東京都環境物品等調達方針(公共工事)）

公共工事で使用する資材、建設機械、工法等は環境に優しいものを使用し、環境に悪影響を与えるものは使用を抑制する方針とすることで、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指します。

東京都環境物品等調達方針では、環境負荷の低減に役立つ資材として国が定める「特定調達品目」に加え、独自に「特別品目」を定めています。

東京都環境物品等調達方針はホームページに載せていますので、ご参照ください。
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html#shishin

クローズアップ

工事の種類ごとに環境物品等の調達指針を定めています。
たとえば、「建築工事」では次のとおりです。

建築工事

○**使用する環境物品等**

建築物の建設工事で資材、建設機械、工法又は目的物を使用する場合は、原則として環境物品等を使用するものとする。

（建築工事の例）
●庁舎営繕　●公営住宅　●医療施設　●教育施設　●福祉施設　●市場施設　●地下鉄等駅舎　●港湾施設
●空港施設　●廃棄物処理施設　●浄水場（ポンプ場）　●水再生センター（ポンプ場）　●警察署（交番等）
●消防署（出張所）　●宿泊施設　●文化施設　●スポーツ施設　●その他の公共建築物

建築物	基礎（直接基礎を除く。）には再生クラッシャランを使用する。
	調達が可能な場合には、再生木質ボード類（樹脂混入木材を含む。）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材又はオゾン層を破壊しない物質による断熱材を使用する。
	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
	木材が使用できる部位において、調達が可能な場合に多摩産材（間伐材を含む。）を使用する。
	捨コンクリート等を使用する場合において、「再生骨材Lを用いたコンクリート」の使用を推進する。
	鉄筋コンクリート構造の築造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達が可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。
	温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法又は目的物を使用する。
	その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。

CHECK･新たな課題や計画の評価（東京都建設リサイクルガイドライン、東京都環境物品等調達方針（公共工事）等）

東京都建設リサイクルガイドラインでの各種調査、環境物品等使用予定（実績）チェックリスト、国の建設副産物実態調査などにより、建設リサイクルの状況を定量的に把握し、実施状況の検証をします。また、建設リサイクルを取りまく環境の変化も把握します。

ACTION･検証を踏まえて新たな計画を策定

CHECKでの検証結果をもとに、施策の改善、目標値の改定、新たな課題の解決に向け、建設リサイクル推進計画や建設リサイクルガイドラインを改正していきます。

建設リサイクル法について

国は、建設廃棄物の再利用や減量を促進するために「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）を平成12年に公布し、分別解体や特定建設資材の再資源化等を促進する措置を講ずることとしました。

建設リサイクル法は、次の3つの大きな柱で構成されています。この3つの柱で、資源の有効利用を促進し、廃棄物の適正処理を確保します。

1 工事での分別解体と建設廃棄物の再資源化等の義務付け

2 発注者等による工事の事前届出と元請業者から発注者への書面報告の義務付け

3 解体工事業者の登録制度、技術管理者等による解体工事の監督

❶ 工事での分別解体と建設廃棄物の再資源化等の義務付け

➡特定建設資材を用いた建築物等の解体工事や、特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の建設工事では、工事現場での分別解体が義務付けられています。

➡さらに、工事で発生した特定建設資材の廃棄物は、再資源化等が義務付けられています。

特定建設資材
コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート等）、木材、アスファルト・コンクリート

対象建設工事	
工事の種類	規模の基準
建築物解体	床面積　80㎡以上
建築物新築・増築	床面積　500㎡以上
建築物修繕・模様替等（リフォーム等）	請負代金　1億円以上
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金　500万円以上

分別解体の作業の原則
①事前調査の実施 ➡ ②分別解体等の計画の策定 ➡ ③事前措置の実施 ➡ ④工事の実施

詳しくは、9ページ以降の「建設リサイクルの実務」をご覧ください。

② 発注者等による工事の事前届出と元請業者から発注者への書面報告の義務付け

発注者又は自主施工者は、工事開始の7日前までに特定行政庁に届出を行わなければなりません。

元請業者は、発注者が行う届出の記載内容について事前に発注者へ書面で説明しなければなりません。また、再資源化の完了報告も書面で行わなければなりません。

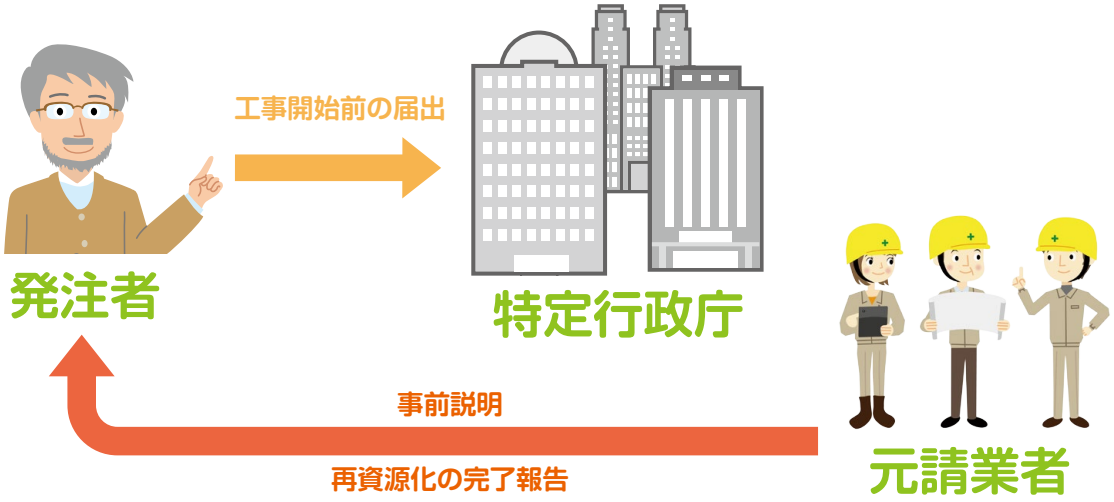

届出先について

【特別区内の工事】

延べ面積が1万㎡以下の建築物等の工事では、届出先は工事場所の特別区になります。1万㎡を超える大規模な建築物等の工事では、届出先は東京都都市整備局市街地建築部になります。

【多摩地域の工事】

建物の規模に関係なく、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市内の工事では、届出先は各市になります。その他の市、町、村内の工事では、届出先は東京都多摩建築指導事務所になります。

【島しょ地域での工事】

島しょ地域での工事では、届出先は東京都都市整備局市街地建築部になります。

③ 解体工事業者の登録制度、技術管理者等による解体工事の監督

適正に解体工事が実施されるように、建築物等の解体工事を行うには、解体工事業の登録か建設業の許可が必要です。また、技術管理者等による施工の管理も必要です。

詳しくは、ホームページをご参照ください。

- **建設リサイクル法に関するパンフレット**
  http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html
- **解体工事業の登録**
  http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/recy_06.htm
- **建設業の許可**
  http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kensetsu/

建設リサイクルの実務（工事に関わる人向け、発注者、元請業者、下請業者）

対象建設工事における建設リサイクル法の標準的な流れ（例として解体工事）

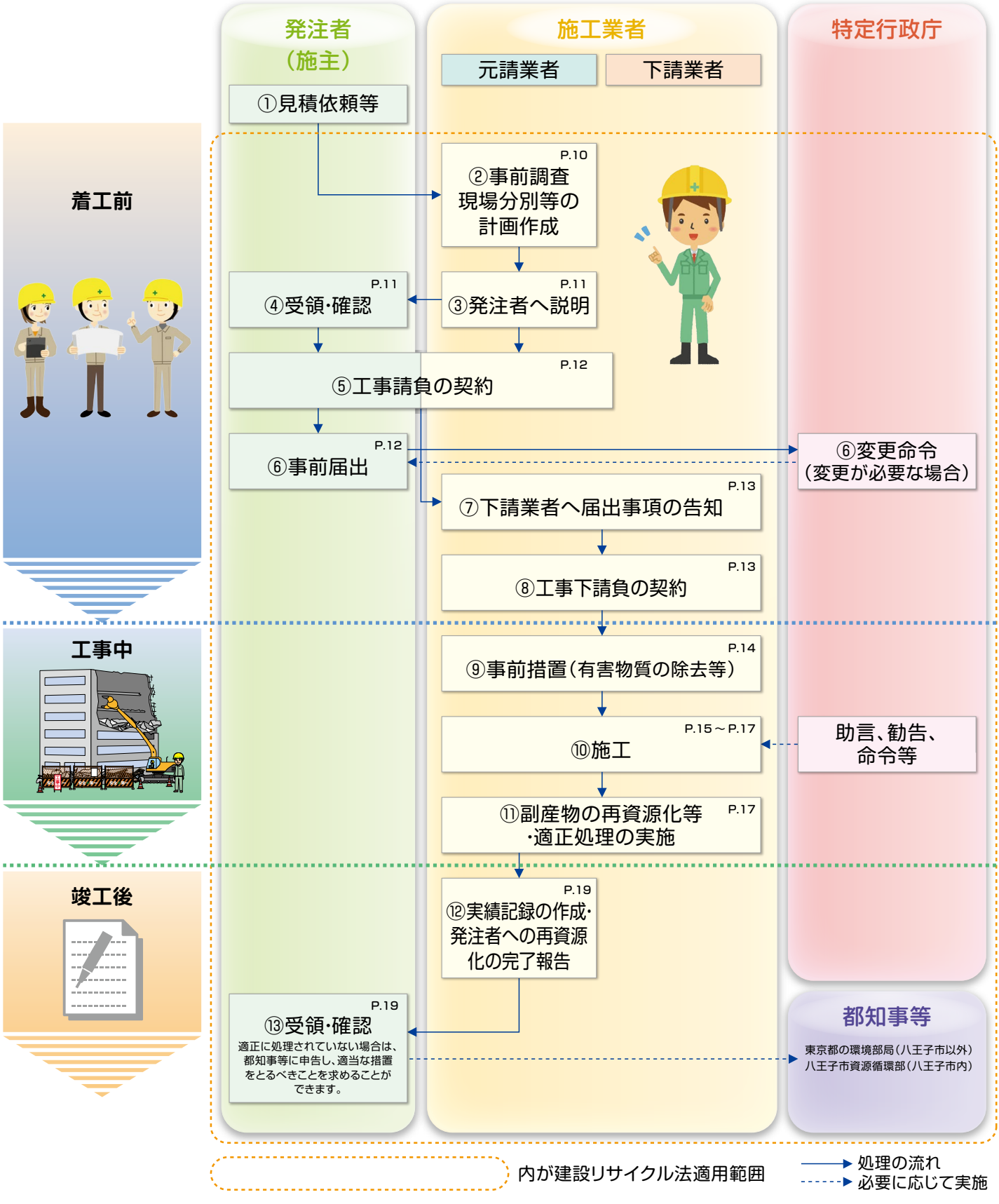

※公共工事では、上記のフローに追加して実施すべき事項があります。詳しくは、東京都建設リサイクルガイドラインを確認して下さい。
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html#shishin

1 見積依頼等

発注者:　民間工事の発注者（施主）は、工事の見積などを元請業者に依頼します。

2 事前調査　現場分別等の計画作成

元請業者:　建設リサイクル法の対象建設工事は、契約前に対象建築物等についての調査を行い、「分別解体等の計画等」を作成しなければなりません。
（建リ法※第9条第1項、同第2項、建リ法規則第2条第1項1号、同2号）

分別解体等や再資源化等を確実に実施するためには、事前調査が重要です。事前調査では、建築物等やその周辺の状況を調査し、さらに工事の着手前に、事前に実施しておくべき措置内容を把握するため、作業場所、搬出経路、残存物品、付着物の調査を行います。

ここをチェック!!

解体工事においては、事前調査でアスベスト※についても把握することが重要です。

※アスベストとは…
天然の繊維状鉱物で、熱に強い特性があるため耐火被覆材や断熱材等の建築資材として利用されてきました。しかし、アスベストはとても細かく軽いため空気中に浮遊するアスベストを人が知らず知らずのうちに吸い込んでしまい、長期間肺に残ることで、肺がんや中皮腫などの病気の原因となることがわかりました。現在は、製造が中止され、既に利用されているアスベストの適切な処理を進めています。
工事では作業員の安全を確保するとともに、周辺への飛散を防止する対策を実施することが義務付けられています。石綿障害予防規則や大気汚染防止法等の関連する法令を確認し、必要な対策や届出を確実に実施してください。

吹付アスベストの例

アスベストについて、詳しくは下記のホームページでご確認ください。

●**東京都環境局**（アスベスト全般、飛散防止対策、大気汚染防止法、環境確保条例など）
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/index.html

●**厚生労働省**（作業におけるアスベストばく露防止対策、石綿障害予防規則、石綿による疾病など）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html

●**環境省**（アスベストに起因する健康被害の救済と対策など）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/

●**国土交通省**（アスベスト建材、解体工事でのアスベスト等有害物質の適切な取扱いなど）
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html

※建リ法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

COLUMN コラム　不法投棄を減らすために

環境省の産業廃棄物不法投棄資料によれば、平成28年度の不法投棄総量27,338トンのうち、54.7%にあたる14,961トンが建設系廃棄物でした。

このため、工事からの不法投棄を減らす取組が必要です。元請業者や下請業者の皆様は、廃棄物の処理や再資源化を適切に行ってください。

また、発注者の皆様も「5工事請負の契約」、「6事前届出」を適切に行いましょう。

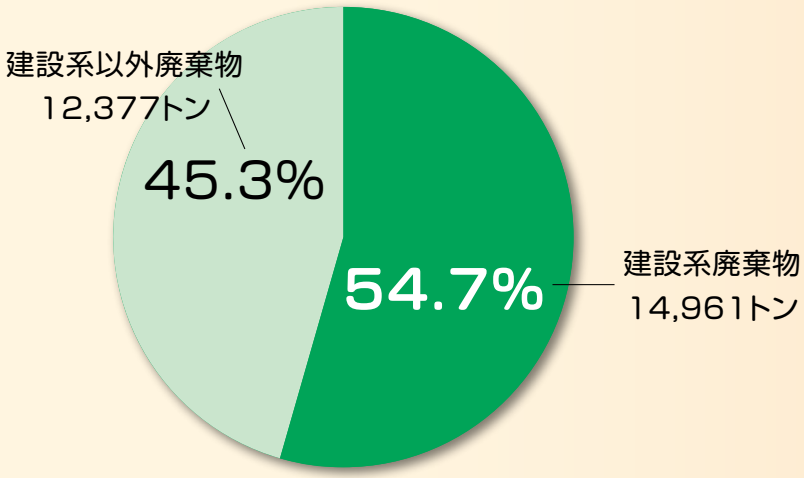

出典：産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成28年度) 環境省

3 発注者へ説明

元請業者:　建設リサイクル法の対象建設工事の契約前に、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。(建リ法第12条)

元請業者は、作成した「分別解体等の計画書等」に基づき届出事項について書面で説明しなければなりません。

ここをチェック!!

- 元請業者は、事前調査時の内容や工事着手前の措置内容が適切か確認しましょう。
- 元請業者は、発注者にわかりやすい説明ができるように準備をしておきましょう。

4 受領・確認

発注者:　元請業者作成の書面での説明を受け、内容を確認することが必要です。

ここをチェック!!

発注者は元請業者からの説明時に特に次の項目を確認してください。

- **様式第一号　1③**　工事の種類及び規模が正確か
- **様式第一号　4**　建築物に関する調査の結果や工事着手前に実施する措置内容で気になる点はないか。例えば、付着物があるにも関わらず記載がない、道幅が狭いのに対策がない場合などは元請業者に確認しましょう。
- **様式第一号　5**　工程の概要
  工期が1日と極端に短かったり、作業の段階ごとに工期が示されていない場合は、元請業者に詳しい説明を求めましょう。
- 家具や家電等の残存物品の処分は、解体業者に任せることはできません。発注者が責任をもって事前に対処しておきましょう。

5 工事請負の契約

発注者･元請業者:　建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際には、解体工事や再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

不法投棄などの不適正処理を防ぐため、発注者と元請業者の間、元請業者と下請業者の間などそれぞれの契約段階で、解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用が適切に計上され、適正に支払われることが重要です。このため、請負契約や下請契約では、下記の事項を契約書面に記載しなければなりません。

①分別解体の方法　②解体工事に要する費用　③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
④再資源化等に要する費用

ここをチェック!!

- 解体工事や再資源化の費用がきちんと計上されているか確認しましょう。
- 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  再資源化施設は、特定建設資材廃棄物を大切な資源としてよみがえらせてくれる施設です。搬出先をホームページなどで確認してみましょう。

6 事前届出

発注者:　建設リサイクル法の対象建設工事では、工事着手日の7日前までに特定行政庁へ届け出なければなりません。(建リ法第10条、分別解体省令※第2条)

発注者は工事の注文者であると同時に、建設副産物(廃棄物)の発生原因者でもあります。このため、発注者は再資源化等に協力する責務があります。届出を通して廃棄物の発生量を把握し、再資源化に努めましょう。

対象建設工事においては、発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに「分別解体等の計画等」とあわせて「届出書」を特定行政庁に提出しなければなりません。

また、着工前に届出事項に変更がある場合や、都知事から変更命令があれば「変更届」を提出します。

ここをチェック!!

都内では、ほとんどの特定行政庁で届出受付後に「建設リサイクル法届出(通知)済シール」を交付し、工事現場に掲示が義務付けられている建設業の許可票又は解体工事業者登録票の標識に貼り付けて頂くよう、お願いしています。

町中で気になる解体工事があったら、届出済シールが貼られているか見てみましょう。

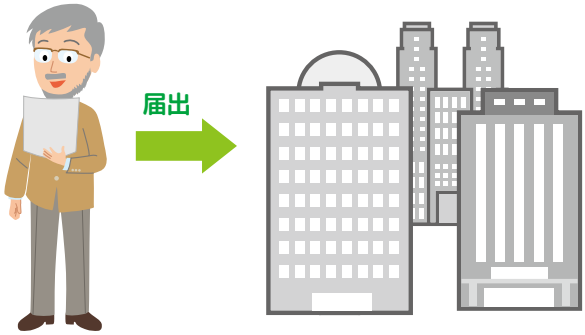

※分別解体等省令(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令)

下請契約が結ばれる工事

7 下請業者へ届出事項の告知　8 工事下請負の契約

元請業者:　建設リサイクル法の対象建設工事の下請契約を結ぶに当たって、下請業者に届出事項について告知しなければなりません。(建リ法第12条第2項)

また、分別解体等の下請契約では、解体工事や再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

下請業者は、適切な見積、施工を行うため、発注者が届け出た分別解体等の方法を理解していなければなりません。そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請業者へ告知しなければなりません。

また、下請契約では、発注者と元請業者との契約と同様に、次の①～④の内容を契約書面に記載する必要があります。

●契約書記載事項

①分別解体等の方法
②解体工事に要する費用
③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
④再資源化等に要する費用

※建設業法で定められた事項も記載する必要があります。

●ここをチェック!!

下請業者は、分別解体等の方法を元請業者と確認し、認識を合わせた上で、適切な分別解体等を行いましょう。

元請業者はここにも注目!!

一定規模以上の工事

元請会社:　「資源の有効な利用の促進に関する法律」では、一定規模以上の工事について、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成しなければなりません。また、完成後には、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を作成し、1年間保存しなければなりません。

資源の有効な利用の促進に関する法律に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書(実施書)	再生資源利用促進計画書(実施書)
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂 ……1,000㎥以上 2. 砕石 ……500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 ……200t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂 ……1,000㎥以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 } 合計200t以上

※東京都発注工事では規模の要件が厳しくなっていますので、ご注意ください。
詳しくは、「再生資源利用(促進)計画書(実施書)作成の手引き」をご覧ください。
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html

9 事前措置（有害物質の除去等）

元請業者･下請業者:　建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなりません。（建リ法第9条第2項、建リ法規則第2条第1項3号）

●事前措置の内容とその主な留意点

①作業場所の確保
②搬出入経路の確保
③残存物品の搬出の確認

残存物品の搬出と処分は、基本的に発注者が行わなければなりません。

発注者は工事が始まる前に残存物品を撤去しておきましょう。また、元請業者は事前に残存物品が搬出されていることを確認しましょう。

●ここをチェック!!

残存物品の処分では、発注者は以下の法律も確認し、適切に処分を行いましょう。

- ●廃棄物処理法
- ●家電リサイクル法、小型家電リサイクル法
- ●フロン排出抑制法
- ●PCB廃棄物特別措置法など

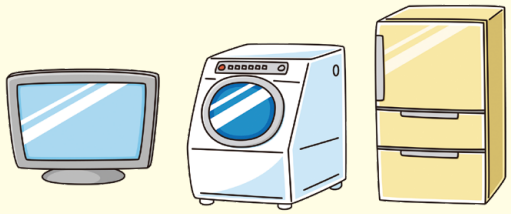

廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律
家電リサイクル法…特定家庭用機器再商品化法
小型家電リサイクル法…使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
フロン排出抑制法…フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
PCB廃棄物特別措置法…ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

④付着物等の除去

- ・労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、環境確保条例(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)等により、粉じん等の飛散防止措置を講じる必要があります。
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

非飛散性アスベストの例
（一般社団法人 住宅生産団体連合会　提供）

詳細は次のマニュアルを参照してください。

●石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html

●建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/full.pdf

●建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/manuals/scatter_prevention.html

●アスベスト成形板対策マニュアル
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/manuals/molding_board.html

10 施工

元請業者･下請業者:　建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材（コンクリートのプレキャスト製品など）、③木材、④アスファルト･コンクリート（以上、特定建設資材）を現場で分別しなければなりません。（建リ法第9条第1項、同第2項、建リ法規則第2条第1項4号、同第3～第7項）

（1）施工時の体制

- 建設業許可業者においては、監理技術者又は主任技術者を、解体工事業者においては技術管理者を設置して、技術的な管理を行わせることが必要となります。
- 建設業の許可票又は解体工事業登録票の標識を掲示しなければなりません。また、「建設リサイクル法届出（通知）済シール」が交付された際は、標識に貼り付けて下さい。
- 分別及び再資源化が適切に行われるよう、工事現場において建設副産物対策の責任者を明確にしましょう。（上記主任技術者等が兼務することが一般的です。）

ここをチェック!!

元請業者、下請業者は計画に則り施工を実施するため、現場職員への教育を適切に実施することが望まれます。

（2）分別解体

特定建設資材廃棄物やその他の建設副産物の再資源化や、有害物質の適正処理を行うためには、分別解体が必要です。リサイクルが円滑に進むように、建設リサイクル法の施工方法に従い、適切に分別解体を行いましょう。

■施工方法の基準

分別解体手順は次のとおりです。

- 建築物の解体工事

①建築設備、内装材その他の建築物の部分（建具、造作材等）の取り外し

内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと

ア.木材と一体となった石膏ボード等の建設資材※

イ.木材

②屋根ふき材の取り外し

- 副産物の再資源化等･適正処理

③外装材及び構造耐力上主要な部分

（基礎及び基礎ぐいを除いたもの）の取り壊し

④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

※混合廃棄物とならないように現場で分解して取り外すことが困難なものに限る

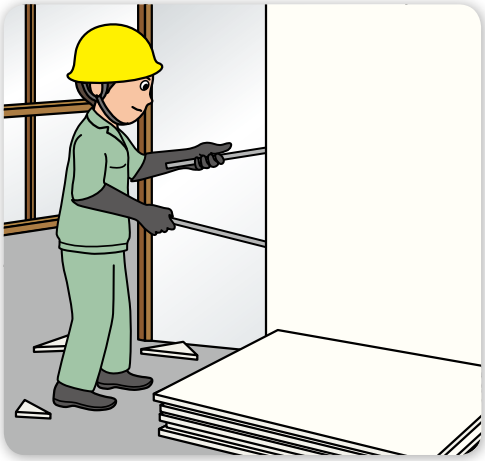

ここをチェック!!

建築物の解体工事の①、②については、手作業によることが原則です。（施工の技術上困難な場合を除く）

■工作物の解体工事

①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
②工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
③基礎及び基礎ぐいの取り壊し

(3)現場での分別徹底

建設副産物の多くは再生利用が可能です。再生利用のためにも分別が必要です。

ここをチェック!!

①建設発生土
　建設発生土は有用な資材であり、工事間利用が期待できます。しかし、建設発生土に廃棄物が混入した場合は、廃棄物と判断されますので、分別を徹底しましょう。
②一般廃棄物
　作業員の弁当や飲料の容器や生ごみは一般廃棄物です。建設副産物と混ざらないように廃棄物の分別を徹底しましょう。
③再資源化施設の対象品目にあわせた持ち込みに向けて
　再資源化施設では、再資源化を行っている品目に別の品目が混入してしまうと選別が難しくなります。混入を防ぐため、解体作業時の分別解体を徹底しましょう。また、解体後の建設副産物もきちんと分別して保管・搬出し、混合することがないように徹底しましょう。

(4)現場での保管

現場で分別したものは、順次現場外へ搬出しましょう。
しかし、現場内で一時保管する場合は、雨水浸透の処理対策や粉じん等の防止対策等、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう注意しましょう。

ここをチェック!!

①周囲に囲いを設け、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所であることを掲示板で表示しましょう。
②保管に伴って汚水が生じるおそれがある場合は、汚染を防止するための設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で覆いましょう。
③屋外で容器を用いず保管する場合は、積み上げる高さが基準値を超えないように注意しましょう。
④産業廃棄物が飛散、流出、浸透しないよう必要な措置を講じましょう。
⑤悪臭が発散しないように注意しましょう。
⑥ねずみや蚊、はえなどの害虫が発生しないようにしましょう。
　また、現場外の保管で300㎡以上の場合は、事前の届出が必要です。

（廃棄物処理法第12条第2項、同条第3項、同条第4項、同法第12条の2第3項、同条第4項、廃棄物処理法施行規則第8条）

詳しくは、以下の通知をご確認ください。
●産業廃棄物の事業所外保管の届出について
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/notification/

(5)現場内利用

建設副産物の搬出を抑制するため、建設副産物を現場内で改良・破砕等を行った後、当該現場で資材として利用することもできます。

ここをチェック!!

①建設発生土
②コンクリート塊(破砕して基礎の砕石等へ)、アスファルト・コンクリート塊(アスファルト舗装に再生)
③建設発生木材(伐採材など)(破砕してマルチング材等として利用)
④建設泥土(脱水、固化等して盛土等へ)

②、③、④は不法投棄などと間違われないようにするため、廃棄物処理法の規定を確認した上で行ってください。

発注者は、適正に現場内利用されているか、現場での確認をしましょう。

11 副産物の再資源化等・適正処理の実施

元請業者・下請業者:　建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材について、再資源化等をしなければなりません。(建リ法第16条)

建設リサイクル法に定める対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの廃棄物となったものについては、再資源化をしなければなりません。

なお、木材も再資源化をしなければなりませんが、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合等は、焼却等によりその容積を減らす縮減を行ってもよいことになっています。しかし、縮減を選択する前には、熱回収(サーマルリサイクル)による再資源化ができないか検討してください。

再資源化施設に持ち込む際には、受入条件に適合するよう工事現場において分別・破砕(小割)等を行うことも必要です。

ここをチェック!!

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法の基準に従う必要があります。また、処理を委託する場合には、運搬と処理に関しては廃棄物処理法の許可業者と書面により委託契約をしなければなりません。

再資源化のイメージ

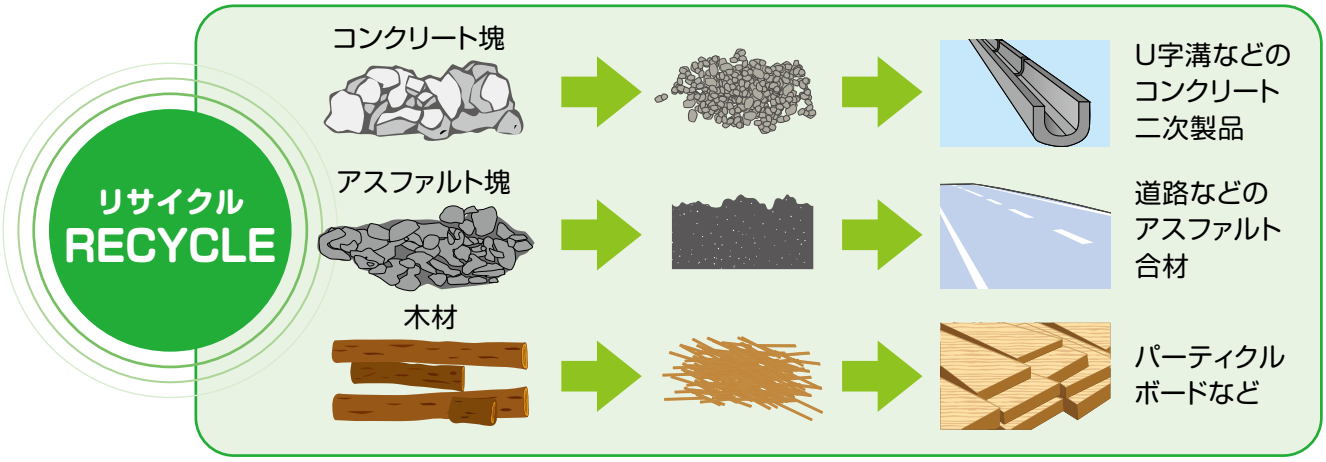

建設副産物

適正な処理

品目		発生工事種類		再生されると資源になります
コンクリート塊		ビルの建設・解体、橋の解体等	原材料として利用の可能性があるもの	再生骨材にして、再びコンクリートの原料として利用 再生砕石にして、道路の材料として再利用
アスファルト・コンクリート塊		道路、駐車場		再生アスファルト合材にして、再びアスファルトとして利用
建設発生木材		家屋新築・解体		チップ化し、ボードや紙の原料として再利用
廃プラスチック		家屋新築・解体		再生プラスチックにして、再びプラスチックとして利用
石膏ボード		家屋新築・解体		再生石膏ボードにして、再び石膏ボードとして利用
金属くず		ビルの建設・解体、橋の解体等	そのまま原材料となるもの	溶融して金属として再利用
建設発生土		土木工事、ビル建設		土として他の工事等で再利用
有害なもの（アスベスト等）		特定の建築物等	原材料として利用が不可能なもの	環境汚染を防止しながら適切に処分

12 実績記録の作成･発注者への再資源化の完了報告　13 受領･確認

建設リサイクル法の対象建設工事で再資源化等が完了したときは、その報告を発注者に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。(建リ法第18条、建リ法規則第5条)

発注者はそれを受領･確認することが必要です。
報告には次の事項が記載されています。

①再資源化等が完了した年月日
②再資源化等をした施設の名称及び所在地
③再資源化等に要した費用

ここをチェック!!

●現場に廃棄物が残っていないか、確認しましょう。

●再資源化等に要した費用が計画と同等であったか、きちんと再資源化施設に持ち込まれたか等を確認しましょう。

●発注者は報告書や説明内容を確認し、再資源化が適正に行われていなかった場合には、都知事等に申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。

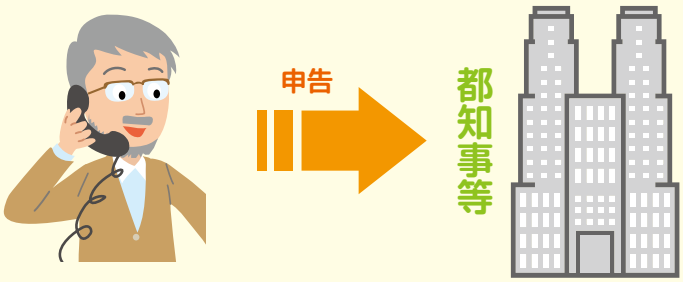

●東京都の建設リサイクルに関するホームページ
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当
Tel. 03-5388-3231

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R80 古紙配合率80%再生紙を使用しています
この印刷物は石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

発　　行：東京都都市整備局
作成年月：2019.3　2版1刷(2017.3　1版)
印　　刷：株式会社シーエスプランニング
登録番号：30(115)